

運用 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 趣旨

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）は、農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図る事を目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に実施するものである。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 1 から第 11 までの規定は本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、「別紙 4－2 取扱い 1」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙 7 取扱い 1 第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－2 取扱い 1」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 5 の 1	実施要綱第 7 の 2	交付要綱第 18 の 2
	（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）に提出	に提出
第 9 の 2	日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫
別表区分欄 2 の事業種類欄 (12) の事業内容欄②	整備（離島又は奄美群島において行うものに限る。）	整備
別表	注）「離島」とは離島振興法（昭和 28 年法律 72 号）に基づく指定地域とする。「奄美群島」とは奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律 第 189 号）に基づく指定地域とする。	注）（削除）

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農村集落基盤再編・整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

- 1 農地環境整備事業実施要綱（平成4年7月15日付構改D第457号農林水産事務次官依命通知）の第5の1及び2に基づいて採択された地区であって、平成22年度以降も継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知）別紙1農地環境整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙19（集落基盤整備事業に係る運用）、別紙20（中山間地域総合整備事業に係る運用）、別紙22（農地環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金により継続して事業を実施する地区については、本運用の規定を適用するものとする。
- 4 3により移行された地区の取扱いについては、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。ただし、同交付要綱の別紙19の第3の1の助成経費については、第10の1によるものとする。
- 5 地域自主戦略交付金交付要綱別紙19の第2、別紙20の第4、別紙22の第5の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本運用に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成28年4月1日付け27地第552号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のサ（集落基盤整備事業）及びシ（中山間地域総合整備事業）に基づき、平成27年度に実施している地区は、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について（平成30年4月1日付け29地第220号農林水産事務次官依命通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食料産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号）別表1の1の（1）のシ（農村集落基盤再編・整備事業）及びス（農地環境整備事業）に基づき事業を実施してきた地区については、本運用の規定を適用するものとする。

附則

「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（平成 27 年 4 月 10 日付け 26 地第 526 号農林水産事務次官通知）による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）に基づき事業を実施している地区であって、平成 27 年度以降も継続して事業を実施する地区については、第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 1 第 3 の 4（1）ア③の別に定める要件を満たす地域であるとみなす。